

委員会提出議案第2号

紀の川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年9月30日提出

紀の川市議会議長 村垣正造様

提出者 紀の川市議会
議会運営委員会委員長 堂脇光弘

提案理由

次回の紀の川市議会議員一般選挙後の議員定数が、現行の「22名」から「20名」に減少することに伴い、必要な改正を行うため。

紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市議会委員会条例（平成17年紀の川市条例第230号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）総務文教常任委員会 <u>8人</u> ア～カ 略 （2） 略 （3）産業建設常任委員会 <u>7人</u> ア～ウ 略 （4）予算決算常任委員会 <u>22人</u> ア・イ 略 2・3 略	（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）総務文教常任委員会 <u>7人</u> ア～カ 略 （2） 略 （3）産業建設常任委員会 <u>6人</u> ア～ウ 略 （4）予算決算常任委員会 <u>20人</u> ア・イ 略 2・3 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
 （施行期日）

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する委員については、改正後の紀の川市議会委員会条例の規定にかかわらず、当該任期中は在職するものとする。